

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## インターネット專業銀行設立基準と資格

金融監督管理委員会（以下「金管会」という）は、近年「3.0 金融環境デジタル化」計画を積極的に推進し、台湾の各主要銀行はこのデジタル化サービスを概ね導入済みである。テクノロジーの発展により、若い世代のスマートフォン利用した金融サービス（フィンテック）が新たな潮流として注目を集める中、一足早く国際間の取引サービスを取り扱うインターネット專業銀行（以下「ネット銀行」という）も現れている。ICT 技術を駆使した新しい形態銀行の市場参入によって、異業種企業との連携を深め、金融業界にサービス向上を図らせ、今後国際間でもサービスを提供することができるよう、金管会と金融研究發展基金管理委員会は韓国や日本を視察した後、ネット銀行の実務現状及び監督・管理の経験について、今後の台湾でのネット銀行の政策方向及びネット銀行に関する設立基準及びその資格について「商業銀行設立標準第 18-1 条」<sup>1</sup>を増訂した。その内容は下記の通り：

商業銀行設立標準第 18-1 條	
第一項（ネット銀行の定義）	
主にインターネットまたは他の電子媒体を介して、顧客に金融商品とサービスを提供するためのインターネット專業銀行をいう。	
第二項（設立条件と発起人の資格）	
第一号 （株券を公開發行する手続を補正する）	設立後一年以内に株券を公開發行する会社へ補正しなければならない。
第二号 （払込資本額及び発起人が保有する株式数）	最低払込資本額は、全発起人より全額負担する。第三条及び第十二条の規定を適用しない。
第三号 （発起人と株主は、金融機関とその最低株式数を限度とする）	インターネット專業銀行の発起人及び株主は、金融持株会社、銀行、保険会社または証券会社の専門発起人及び株主、その保有する株式数の合計が払込資本額の40%以上有し、且つ其の内

<sup>1</sup> 中華民國 107 年（2018）11 月 14 日金融監督管理會金管銀控字第 10702745620 号令により増訂。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

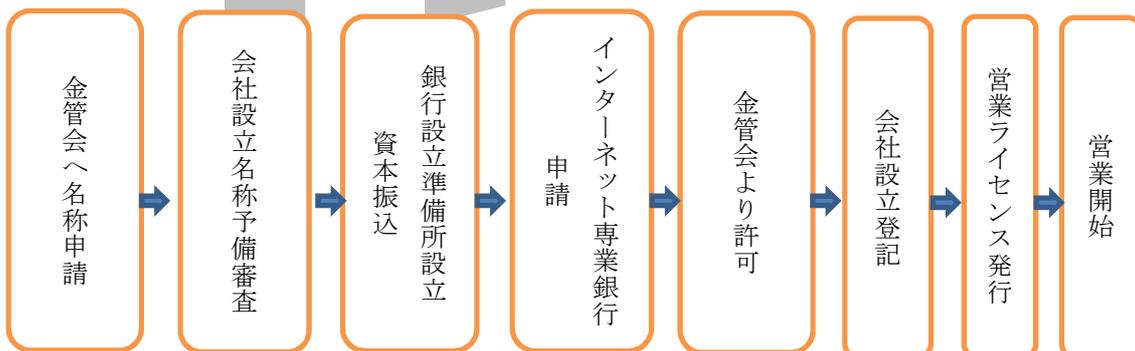
	<p>の一銀行若しくは金融持株会社が保有する株式は払込資本額を25%以上有する者。</p>
<p>第四号 (外国金融機関は発起人とすることができる。創設する際、母国の監督官庁の同意書、又は法令規定に台湾でネット銀行を設立できる旨の証とする書類を添付し、その適法性を説明)</p>	<p>外国金融機関はネット銀行の発起人としてことができ、第四条、第五条第二項及び第三項の規定(外国金融機関に属する規定)を適用しない。母国の監督官庁より、台湾でネット銀行を設立する同意書を添付。但し、母国の法令規定に基づき、監督官庁が当該書類の発行は法的に定められていない場合、当該外国金融機関は、母国法令規定により監督官庁に申請・申告した、またはその他合法な手続きを経た証明書類を以って代替として添付し、その適法性を説明する。</p>
<p>第五号 (非金融産業の発起人資格及び株式数保有制限)</p>	<p>ネット銀行の発起人が非金融業の場合、フィンテック、電子商取引もしくは通信事業等を専門とする業種は、その事業経営に成功した証を提出できるものは、払込資本額10%を超過する株を保有していること。並びに第八条第一号の規定により条件適合について説明する書類を添付。</p>
<p>第六号 (一部の董事に求められる専門条件： 1. 銀行での職歴、又はその他事実に基づき、銀行の専門知識若しくは銀行を営む能力を有する証明 2. フィンテック、電子商取引、通信事業等の職歴を有する者)</p>	<p>董事半数は、以下に掲げるいずれかの資格一つ、且つ少なくともその内一名は、(二)の資格を有する董事を有しなければならない。下記の資格に符合する董事が、非政府、法人として若しくはその他代表者として当選した場合、その人数は、銀行責任者準則第九条の規定を適用する。 (一) 銀行責任者準則第九条第一項が所定する資格者。 (二) ネットフィンテック、電子商取引または通信事業等にて、5年以上の職歴を有し、本社の副経理以上の職または同等の職に務めた経歴を有し、優秀な成</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	績を収め、ネット銀行の経営を成功に貢献できる者。
第七号 (ネット銀行の申請付する営業計画書において記載すべき事項。)	<p>第八条規定により、添付する営業計画書に記載すべき事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 顧客の身分確認制度</li> <li>(二) ネット銀行に用いる情報システム、セキュリティ対策、データ・バックアップの対応方法及び長期的事業計画</li> <li>(三) 会計士の認証を得た、五年先に情報システム及び適切な業務運営に要する予算評価に達する額。</li> <li>(四) 資金管理システム</li> <li>(五) 市場からの撤退計画：計画開始の条件、権利譲渡、顧客の預金返還の方法と仕方、返還項目の資金元及び顧客への権利保護に関する説明を明確に記載</li> </ul>
第八号 (支店設立の制限)	本社及びお客様サービスセンターの設置以外、支社を設立してはならない。前条の第二項の規定を適用しない。

※申請手順<sup>2</sup>



<sup>2</sup> 現在三件の発起人、LINE BANK(LINE Financial 49.9%、北富銀 25.1%)、楽天銀行株式会社(日本楽天 51%保有し、国票金 49%)、NEXT BANK(中華電信 41.9%、兆豊銀 25.1%)が申請している。今年6月にネット銀行のライセンスは許可が発行される予定としている。

資料出处：金管会公式サイトより

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。